

北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とした災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

(2) 航空応援回転翼航空機を装備した消防吏員の1隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請 航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請

求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

平成3年2月13日

札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	板橋区	板橋区	武蔵野市	四谷区
函館市	函館市	函館市	函館市	木戸町	木戸町	浦和区	浦和区
小樽市	小樽市	小樽市	小樽市	新板橋	新板橋	谷東	谷東
旭川市	旭川市	旭川市	旭川市	板岩	板岩	東田	東田
室蘭市	室蘭市	室蘭市	室蘭市	岩淵	岩淵	弘俊	弘俊
釧路市	釧路市	釧路市	釧路市	鰯橋	鰯橋	幹夫	幹夫
帯広市	帯広市	帯広市	帯広市	高田	高田	鉄治	鉄治
夕張市	夕張市	夕張市	夕張市	中越	中越	忠行	忠行
苫小牧市	苫小牧市	苫小牧市	苫小牧市	鳥滝	鳥滝	正一	正一
美唄市	美唄市	美唄市	美唄市	滝東	滝東	耕英	耕英
芦別市	芦別市	芦別市	芦別市	岡田	岡田	貞和	貞和
江別市	江別市	江別市	江別市	親松	親松	快夫	快夫
赤平市	赤平市	赤平市	赤平市	能登	能登	矢健	矢健
三笠市	三笠市	三笠市	三笠市	大梅	大梅	沢内	沢内
根室市	根室市	根室市	根室市	堀上	堀上	日出	日出
千歳市	千歳市	千歳市	千歳市	堀上	堀上	野晃	野晃
歌登市	歌登市	歌登市	歌登市	堀上	堀上	野晃	野晃
恵庭市	恵庭市	恵庭市	恵庭市	堀上	堀上	野晃	野晃

伊	達	市	長	阿	部	政	康
広	島	町	長	久	保	美	武
森		町	長	湊		喜	夫
八	雲	町	長	牧	野	貞	一
長	万	部	長	西	田	君	雄
上	砂	川	長	三	上	賢	次
増	毛	町	長	本	間	泰	朗
留	辺	薬	長	坂	本	悟	全
白	老	町	長	見	野	定	平
石狩北部地区消防事務組合管理者				配	藤	正	男
渡島西部広域消防事務組合管理者				斉	老澤	順	三
南渡島消防事務組合管理者				飯	田		満
渡島東部消防事務組合管理者				木	村	義	信
檜山広域消防組合管理者				宮	下	雄	一郎
羊蹄ろく消防組合管理者				岩	城	成	治
岩内寿都地方消防組合管理者				阿	部	省	吾
北後志消防組有管理者				吉	岡	清	栄
滝川地区広域消防事務組合管理者				能	勢	邦	之
岩見沢地区消防事務組合管理者				藤	田	守	也
深川地区消防組合管理者				中	川	徳	男
砂川地区広域消防組合管理者				佐	藤		逾
南空知消防組合管理者				桜	庭	康	喜
上川北部消防事務組合管理者				檜	木		実
士別地方消防事務組合				酒	勾	佑	一
上川南部消防事務組合管理者				水	上		博
大雪消防組合管理者				大	方	春	一
上川中部消防組合管理者				滝	口	国	一郎
富良野地区消防組合管理者				押	之見	松	彦
北留萌消防組合管理者				五十	嵐	悦	郎
留萌消防組合管理者				浜	森	辰	雄
稚内地区消防事務組合管理者				保	野	力	雄
利尻礼文消防事務組合管理者				三	浦		進
南宗谷消防組合管理者				安	達	哲	郎
網走地区消防組合管理者				久	島		正
北見地区消防組合管理者				金	田		武
紋別地区消防組合管理者				小	林	義	幸
遠軽地区広域組合管理者				大	上	重	文
美幌・津別消防事務組合管理者				午	来		昌
斜里地区消防組合管理者				岡	村	正	信
西胆振消防組合管理者				谷	内	信	弘
胆振東部消防組合管理者				谷	川	種	一
日高東部消防組合管理者				種	村	種	光
日高中部消防組合管理者				浦	田		豊
日高西部消防組合管理者				矢	地	広	三
西十勝消防組合管理者							

北十勝消防事務組合管理者
東十勝消防事務組合管理者
池北三町行政事務管理者
南十勝消防事務組合管理者
釧路北部消防事務組合管理者
釧路東部消防事務組合管理者
釧路西部消防組合管理者
根室北部消防事務組合管理者

金子尚一
林照男
富田秋雄
泉耕治
横山徳往
澤田昭夫
千葉清
進藤松吉

附 則（平成6年7月25日締結）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成6年7月25日

別表

(平成21年4月1日現在)

地 域	構 成 市 町 等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、桧山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

北海道広域消防相互応援協定覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、北海道広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関の選定)

第2条 協定第4条に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、別表1に定める消防本部とする。

(応援隊等の登録)

第3条 協定第6条の規定により登録する応援隊及び資機材は、別表2に掲げるとおりとする。

(応援要請及び解除の方法)

第4条 協定第7条及び第7条の2に規定する応援の要請は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ等により行うとともに、後日、広域応援要請書（様式1）を送付するものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の種別及び隊数並びに資機材
- (3) 応援隊の集結場所
- (4) 航空隊の着陸可能な場所及び給油体制
- (5) 航空隊の誘導方法
- (6) 災害現場付近の気象状況

2 前項の応援要請を解除する場合は、電話、ファクシミリ等により行うとともに、後日、広域応援要請解除通知書（様式2）を送付するものとする。

(応援隊派遣の通知の方法)

第5条 応援隊を派遣する場合の通知は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ等により行うとともに、後日、広域応援派遣決定通知書（様式3）を送付するものとする。

- (1) 応援隊の最高指揮者の職・氏名
- (2) 応援隊の出発時刻及び到着予定時間
- (3) 応援隊の派遣経路

(応援部隊の編成)

第5条の2 複数の応援隊が派遣される場合は、部隊編成を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第5条の3 応援隊（前条の規定により応援部隊を編成したときは、応援部隊。以下同じ。）の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者の指揮を受け、応援隊を指揮するものとする。

(総括代表消防機関及び北海道知事への連絡)

第6条 地域代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、総括代表消防機関に直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 第2要請の要請があった場合
- (2) 第2要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合
- (3) 協定第7条の2に規定する応援の要請を行った場合
- (4) 前号の要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合
- (5) 第2要請の解除通知があった場合及び第3号の要請を解除した場合

2 総括代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 前項第1号又は第3号に規定する要請の連絡及び第3要請の要請があった場合
- (2) 前項第2号又は第4号に規定する派遣の通知の連絡及び第3要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合
- (3) 前項第5号に規定する要請の解除の連絡及び第3要請の解除通知があった場合

3 航空応援の要請を受けた市町等は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 航空応援要請の要請を受けた場合
- (2) 航空隊を派遣する場合

(応援隊到着時の報告等)

第7条 応援隊の最高指揮者は、当該応援隊が災害現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者に対し、直ちに次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 応援消防本部名及び最高指揮者の職・氏名
- (2) 応援隊の種別及び隊数並びに資機材

2 応援隊の最高指揮者は、前項の規定による報告後、要請側の現場最高指揮者から直ちに次に掲げる事項を確認するとともに、必要な指示を受けるものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動中の消防隊等の隊数及び活動概要
- (4) 応援隊の活動範囲及び任務
- (5) 使用無線周波数
- (6) 安全管理上の注意事項

(応援隊引揚げ時の報告)

第8条 応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者から引揚げの指示があった場合は、次に掲げる事項を報告したのち引き揚げるものとする。

- (1) 応援隊の活動概要
- (2) 隊員の負傷の有無
- (3) 車両、機械器具の損傷及び活動中の異常の有無

(応援活動の報告)

第9条 応援側の消防長は、応援隊が帰署したときは、速やかに応援活動の概要を応援活動報告書(様式4)により要請側の消防長に報告しなければならない。

第10条 応援側の長が協定第10条第3項の規定により応援に要した経費を請求するときは、
 応援経費請求書（様式5）により行うものとする。

第11条 この覚書に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の消防長が協議して決定するものとする。

この覚書の成立を証するため本書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

[illegible]

石狩北部地区消防事務組合管理者
渡島西部広域消防事務組合管理者
南渡島消防事務組合管理者
渡島東部消防事務組合管理者
檜山広域消防組合管理者
羊蹄ろく消防組合管理者
岩内寿都地方消防組合管理者
北後志消防組有管理者
滝川地区広域消防事務組合管理者
岩見沢地区消防事務組合管理者
深川地区消防組合管理者
砂川地区広域消防組合管理者
南空知消防組合管理者
上川北部消防事務組合管理者
士別地方消防事務組合
上川南部消防事務組合管理者
大雪消防組合管理者
上川中部消防組合管理者
富良野地区消防組合管理者
北留萌消防組合管理者
留萌消防組合管理者
稚内地区消防事務組合管理者
利尻礼文消防事務組合管理者
南宗谷消防組合管理者
網走地区消防組合管理者
北見地区消防組合管理者
紋別地区消防組合管理者
遠軽地区広域組合管理者
美幌・津別消防事務組合管理者
斜里地区消防組合管理者
西胆振消防組合管理者
胆振東部消防組合管理者
日高東部消防組合管理者
日高中部消防組合管理者
日高西部消防組合管理者
西十勝消防組合管理者
北十勝消防事務組合管理者
東十勝消防事務組合管理者
池北三町行政事務管理者
南十勝消防事務組合管理者
釧路北部消防事務組合管理者
釧路東部消防事務組合管理者
釧路西部消防組合管理者
根室北部消防事務組合管理者

配	野	定	平
斉	藤	正	男
海	老澤	順	三
飯	田		満
木	村	義	信
宮	下	雄	一郎
岩	城	成	治
阿	部	省	吾
吉	岡	清	栄
能	勢	邦	之
藤	田	守	也
中	川	徳	男
佐	藤		逾
桜	庭	康	喜
檜	木		実
酒	勾	佑	一
水	上		博
大	方	春	一
滝	口	国	一郎
押	之見	松	彦
五	十嵐	悦	郎
浜	森	辰	雄
保	野	力	雄
三	浦		進
安	達	哲	郎
久	島		正
金	田		武
小	林	義	幸
大	上	重	文
午	来		昌
岡	村	正	吉
谷	内	信	雄
谷	川	弘	一郎
種	村	種	光
浦	田		豊
矢	地	広	三
金	子	尚	一
林		照	男
富	田	秋	雄
泉		耕	治
横	山	徳	往
澤	田	昭	夫
千	葉		清
進	藤	松	吉

附 則（平成6年7月25日）

この覚書は、平成6年8月1日から施行する。

この覚書の成立を証するため本書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成6年7月25日

別表 1 （第 2 条関係）

地域代表消防機関及び総括代表消防機関消防本部

1 地域代表消防機関

地 域	構 成 市 町 等
道西地域	全国消防長会北海道支部道西地区協議会区長所在消防本部
道南地域	全国消防長会北海道支部道南地区協議会区長所在消防本部
道央地域	全国消防長会北海道支部道央地区協議会区長所在消防本部
道北地域	全国消防長会北海道支部道北地区協議会区長所在消防本部
道東地域	全国消防長会北海道支部道東地区協議会区長所在消防本部

2 総括代表消防機関

総括代表消防機関	全国消防長会北海道支部支部長所在消防本部
----------	----------------------

別表 2 （第 3 条関係）

（省略）

様式 1（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

印

広域応援要請書

北海道広域消防相互応援協定に基づき、下記により応援（陸上第1・2・3、航空）を要請します。

記

- 1 要請日時
- 2 災害の発生場所及び災害の状況
- 3 要請応援隊、資機材等
- 4 その他必要事項

様式 2（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

印

広域応援要請解除通知書

北海道広域消防相互応援協定に基づく応援要請（陸上第1・2・3、航空）を解除します。

記

- | | | | | | | |
|---|---------|---|---|---|---|---|
| 1 | 解除日時 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 |
| 2 | 要請日時 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 |
| 3 | その他必要事項 | | | | | |

様式 3（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

印

広域応援派遣決定通知書

北海道広域消防相互応援協定に基づく応援隊の派遣を決定したので通知します。

記

1 応援隊(資機材)の概要

2 その他必要事項

様式 4 （第 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

印

応援活動報告書

北海道広域消防相互応援協定により応援出動しましたので、同覚書第9条の規定に基づき、下記のとおり応援活動の概要を報告します。

記

応援要請の区分	陸上応援(第 要請) 航空応援	要請側連絡者
応援要請受報時分	年 月 日 時 分	市町等名 職 氏名
災害発生場所		
応援隊の種別		
車種・資器材		
人 員		
出 動 時 分		
現場到着時分		
活動開始時分		
活動終了時分		
帰 署 時 分		
応 援 時 間		
活 動 概 要		
使用資器材		
人員・機械器具 の異常の有無		
そ の 他		

様式 5（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

印

応援経費請求書

年 月 日北海道広域消防相互応援協定により応援出動したので、同協定第10条第3項及び同覚書第10条の規定に基づき、下記のとおり応援に要した経費を請求します。

記

1 請求金額

2 経費の内訳

3 その他必要事項